

【研究資料】

沖縄情報通信産業振興地域・特別地区に関する  
沖縄県 IT イノベーション推進課および名護市  
商工・企業誘致課ならびに特定非営利活動法人  
NDA 各担当者に対するインタビュー

Interview with the Okinawa Prefectural IT Innovation  
Promotion Division, the Nago City Commerce & Business  
Attraction Division, and the NDA (Non-Profit Organization)  
regarding the Okinawa Information and Communications  
Industry Promotion Area and Special Zone

鬼頭 俊泰  
KITO Toshiyasu

河股 久司  
KAWAMATA Hisashi

伊達 竜太郎  
DATE Ryutaro

目次

- 1 はじめに
- 2 「情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」制度の概要
- 3 沖縄県庁情報産業振興課に対するインタビュー
- 4 名護市商工・企業誘致課および特定非営利活動法人 NDA に対するインタビュー
- 5 おわりに

## 1 はじめに

本資料は、日本大学商学部商学研究共同研究（「企業の事業活動デジタル化に関する法学的・横断的研究」。以下、「共同研究」という）において、2025年7月23日に実施した、沖縄情報通信産業振興地域・特別地区に関する沖縄県 IT イノベーション推進課および名護市商工・企業誘致課ならびに特定非営利活動法人 NDA 各担当者に対するインタビューの概要を取りまとめたものである。

上記共同研究の目的を敷衍しておきたい。同研究の目的は、企業の事業活動がデジタル化されている中で発生している問題につき、企業の一生（設立から倒産）を縦軸に、事業活動の各局面において発生する各種問題を横軸に設定し、各種領域（商法・会社法、金融商品取引法、民事訴訟法、倒産法、民事法律実務、デジタルマーケティングなど）から横断的に検討し、かかる問題点を個別的にではなく事業活動全体の視点から立体的に明らかにすることである。

沖縄県では「情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」として、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）に基づき、同県だけに情報通信産業を振興すべく認められた制度（以下「本制度」という）が存在する。

本制度は本共同研究内容に沿うところが大きいと考え、今回沖縄県内の関連組織2つ（「情報通信産業振興地域」につき沖縄県 IT イノベーション推進課、「情報通信産業特別地区」につき名護市商工・企業誘致課および特定非営利活動法人 NDA）を選定し調査することとした。

本調査に当たっては、共同研究メンバーである河股および鬼頭のほか、沖縄国際大学・伊達竜太郎教授（以下、3名を合わせて「調査メンバー」という）も同行のうえ実施して

いる。

## 2 「情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」制度の概要

前述したとおり、沖縄振興特別措置法に基づく本制度は、情報通信関連のものとして「情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」がある。

まず「情報通信産業振興地域」では、沖縄県の情報通信産業の振興を目的とし、情報通信産業振興計画に基づく措置実施計画について知事の認定を受けた事業者が、指定地域で、機械・装置、特定の器具・備品、建物等を取得した場合における税制上の特例措置や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用することが可能となる。

対象事業は、①情報記録物の製造業、②電気通信業、③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、④放送業、⑤ソフトウェア業、⑥情報処理・提供サービス業、⑦インターネット付随サービス業とされているところ、税制上の特例措置の対象となる事業は、それらのうち②・⑤・⑥・⑦に限られる。

次に「情報通信産業特別地区」では、情報通信産業の集積の牽引力となる特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進させることを目的とし、一定の要件を満たし知事の認定及び主務大臣の確認を受けた事業者は、設立から10年の間、所得の40%を法人税の課税所得から控除する「所得控除」を活用することが可能となる。

そこでいう「特定情報通信事業」とは、データセンター、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込みソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、

沖縄情報通信産業振興地域・特別地区に関する沖縄県 IT イノベーション推進課および  
名護市商工・企業誘致課ならびに特定非営利活動法人 NDA 各担当者に対するインタビュー

データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、セキュリティサービス業をいい、それを「専ら」営んでい  
る企業が対象となる。  
本制度をまとめると下表のとおりである。

(情報通信産業振興地域制度における税制上の特例措置)

項目	対象事業者	内容	主な根拠
国税： 法人税 (投資税額 控除)	対象地区内において下記の情 報通信業務用設備を新・増設 した青色申告法人 1. 減価償却資産の取得価額 の合計額が1,000万円を超 えるもの 2. 機械・装置、特定の器具・ 備品の取得価額の合計額が 100万円を超えるもの	機械・装置及び特定の器具・備品 の取得価格の15%、建物及びそ の附属設備並びに構築物の取得価 額の8%を法人税額から控除 限度額：取得価額の合計額は20 億円を限度。控除額は法人税額の 20%を限度（繰越税額控除4年 間（主務大臣の確認を受けた期間 に限る）） ※対象となる建物の附属設備は、 建物と同時取得したものに限る	・沖振法第31条第1項 ・租特法第42条の9 ・租特法施行令第27条の9 ・租特法施行規則第20条の 4
地方税： 事業税	対象地域内において1,000万 円を超える情報通信業務用設 備を新・増設した者	新・増設から5カ年間（主務大臣 の確認を受けた期間に限る）、新・ 増設に係る事業税の課税免除	・沖振法第32条 ・地方税法第6条 ・県税の課税免除等の特例に 関する条例第4条
地方税： 不動産 取得税	対象地域内において1,000万 円を超える情報通信業務用設 備を新・増設した者	以下に対する不動産取得税の課税 免除 1. 情報通信業務に供する家屋の 取得 2. 左記1.の家屋の敷地である 土地の一部 ※上記家屋及び土地について業務 に供しない部分については課税 免除対象外	・沖振法第32条 ・地方税法第6条 ・県税の課税免除等の特例に 関する条例第4条
地方税： 固定資産税	対象地域内において下記の対 象産業用設備を新增設した者 1. 減価償却資産の取得価額 の合計額が1,000万円を超 えるもの 2. 機械・装置、器具・備品 の取得価額の合計額が100 万円を超えるもの	新・増設した土地、家屋及び償却 資産に課する固定資産税の5年間 （主務大臣の確認を受けた期間に 限る）の課税免除 ※固定資産税の対象資産の範囲 は、市町村によって対象が異な る場合があります。詳しくは各 市町村へお問い合わせください。	対象地域市町村条例
地方税： 事業所税	那覇市において情報通信業務 に供する1,000万円を超える 機械等及び1億円を超える建 物等を新設した者	年度末事業所床面積（資産割）、 年度末従業員給与総額（従業者 割）のうち資産割の課税標準の対 象床面積を5年間1/2	・地方税法制定附則第33条 第2項 ・同法施行令制定附則第16 条の2の8第2項

(沖縄県庁ホームページ <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1010205/1010210.html> より抜粋。  
令和8年1月24日最終確認)

沖縄情報通信産業振興地域・特別地区に関する沖縄県 IT イノベーション推進課および  
名護市商工・企業誘致課ならびに特定非営利活動法人 NDA 各担当者に対するインタビュー

(情報通信産業特別地区制度における税制上の特例措置)

項目	対象法人	内容	主な根拠
国税： 法人税 (所得控除)	平成 24 年 5 月 24 日以降に特区内に 新設された法人で、下記の要件を満た すことについて、知事の認定及び主務 大臣の確認を受けた青色申告法人 知事の認定要件 1. 適切な事業計画を有すること 2. 特区内に本店又は主たる事業所を 有すること 3. 専ら特定情報通信事業を営むこと 4. 常時使用する従業員の数が 5 人以 上であること 等	情報通信産業特別地区内で 営む特定情報通信事業から 得られた法人所得につい て、設立後 10 年間、40% に相当する額を損金の額に 算入	・沖振法第 31 条第 1 項 ・租特法第 60 条 ・租特法施行令第 36 条第 3 項 ・租特法施行規則第 21 条 の 18
地方税： 事業所税	那覇市において情報通信業務に供する 1,000 万円を超える機械等及び 1 億円 を超える建物等を新設した者	年度末事業所床面積（資産 割）、年度末従業員給与総 額（従業員割）のうち資産 割の課税標準の対象床面積 を 5 年間 1/2	・地方税法制定附則第 33 条第 2 項 ・同法施行令制定附則第 16 条の 2 の 8 第 2 項

(沖縄県庁ホームページ <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1010205/1010210.html> より抜粋。  
令和 8 年 1 月 24 日最終確認)

### 3 沖縄県庁情報産業振興課に対するインタ ビュー

まず、調査メンバーは、2025 年 7 月 23 日  
午前に沖縄県庁 IT イノベーション推進課に  
おいて、担当者から本制度などに関する説明  
を受けたうえで、本制度および説明内容に対  
するインタビューを実施した。

以下は、担当者に対するインタビューの概  
要を取りまとめたものである。

#### (1) 担当者からの説明概要

沖縄県 IT イノベーション推進課では、情  
報通信産業振興地域ならびに特別地区と経済  
金融活性化特別地区などを担当している。

2025 年 7 月時点で、2025 年 4 月からの税  
制が運用を開始しており、内閣府からは情報  
特区関係の実績づくりを要求されているもの  
の、申請・利用件数は伸び悩んでいる。それ  
が周知度の問題によるものなのか、適用基準

のハードルが希望企業にとって高いものとな  
っていないかなどにつき、沖縄県 IT イノ  
ベーション推進課では 2027 年度税制改正動  
向も視野に入れつつ探っている。

#### (2) 質疑

##### 【実績づくりの意義】

質問者：説明いただいた内容において内閣府  
に対する実績づくりとは具体的に何を  
意味するのか。

担当者：利用実績の増加という意味である  
が、既存の内容の延長も含まれるた  
め、対象企業へのヒアリングなども現  
在行なっている。

なお、税制面ではなく補助金面での  
サポートも選択肢としては存在する  
が、あくまで補助金でカバーできな  
いところを税制でカバー（逆もまた然  
り）ということになるため、税制と補  
助金の両方は受け取ることができない。

### 【対象業種の範囲と運用状況】

質問者：本制度の対象業種の範囲などについては適宜アップデートされているのか。

担当者：申請要件の緩和などをメインとして関係各所への働きかけを行いたいところだが、実際の利用状況は縮小気味である。

たとえばそれは、適用事業者数が少ないだろうとの判断から、ソフトウェア業の中から「パッケージソフトウェア業」が適用除外とされていることにも表れている。

本制度の税制優遇を利用しようとする企業は、年間で15～20件程度にとどまっている。現状では利用状況に偏りがあり、沖縄セルラー、OTNet（沖縄セルラーの子会社：プロバイダー）といった情報インフラ系企業が主であり、金額面や申請件数ベースでも、上記2社が大半を占めている状況である。また、その中には1社が複数件申請をしている場合もある（たとえば、基地局単位で申請を行っているので、助成が複数件上がっている）。

税制の適用範囲については変更も想定されていることから、沖縄県としても、本制度の需要がどのような業種にあるのか継続的に模索中である。

### 【沖縄県における就職状況】

質問者：本制度の対象業種との関連で、沖縄県で働きたい人は多いのか・働き口の確保はどのような状況にあるのか。

担当者：沖縄県で働きたい人は一定数存在しており、最近ではIターンやUターンをする人が増加している。本制度との関連でいうと、IT技術者を対象としたIターン・Uターンを促進するような企画も県内では行われている。

また、沖縄県は生産年齢人口が日本

トップクラスであることから、東京の案件を沖縄で受けるといった事象も増えは始めている。

### 【税制適用企業の分布】

質問者：本制度適用企業の沖縄県内での分布は、どのようになっているのか。

担当者：本制度適用企業是那覇市に多く存在している。ただ、たとえば沖縄セルラーからは、離島を含めて設備投資を中心に初期費用が高く、離島自体が不採算地域で参入が困難であることなどを理由に、本制度の適用範囲を拡大してほしいといった税制活用上の改善要望が上がっている。

この点をカバーするものとして、総務省が所管して補助金を出している。たとえば、西表島内では電波のつながりが悪いところがあり、死亡事故発生時に電波が届かないことで必要な連絡がとれなかったことを踏まえて、同補助金を活用したうえで基地局整備を行った。

こうした行政官庁の役割分担には、都市部については税制でのサポートを行い、村などの行政区画については補助金ベースでのサポートを行うという考えがある。

### 【税制の適用に関する事業内容】

質問者：都市部については税制によるサポートを行っているとのことであるが、実際に本制度を利用することで情報通信産業の振興は進んでいるのか。

担当者：現状では、本制度の利用目的は、新たなビジネス創出のためというよりも、情報通信インフラの整備のための利用がメインとなっている。

たとえば、「情報通信産業特別地区」（名護市）であれば、5名以上の従業員

員を満たす必要があるとされており、これは地域雇用（活性化）を狙ったものであり、必ずしも新たなビジネス創出のためというわけではない。なお、5名要件を満たすことができない場合も往々にして見られ、その場合は正社員をメインとしつつ、出向者も含めて合算するなどしてケースバイケースで対応している。

もっとも、本制度による税制優遇認定は那覇市およびうるま市の企業が主となっているところ、親会社に統合された場合、税制優遇期間が10年とされておりかかる期間を超えた場合、そして件数としては一番多いが5名の従業員を確保できない場合などによって認定が取り消される例も発生している。

質問者：企業の設備投資の状況について調査などは行っているのか。

担当者：個別企業の設備投資に対する今後の方針については原則把握していないが、再投資は適宜行っているようである。

#### 【オンライン株主総会・大容量データ整備について】

質問者：最近では、会社の株主総会をオンラインで行う企業も出始めているが、沖縄県としてかかる状況に対して何か対応はしているのか。

担当者：現状、沖縄県では大容量のデータ整備などを活用するオンライン株主総会の実施件数は決して多くはない。関連する事柄として、沖縄科学技術大学院大学（OIST）およびNTT西日本による、低遅延のデータ通信 IOWN が研究段階にある。

もっとも、沖縄県は離島であることなどを理由に電気代が高いため、相対的に電気代のかかるデータセンター等の導入につき二の足を踏む企業が多い。

#### 【光回線網について】

質問者：最近では、コロナ禍を境にテレワークを進める企業も散見されるところであるが、沖縄県の離島は情報通信環境が整っているのか。

担当者：光回線が沖縄県の全ての離島に入っているわけではない。2023年度に沖縄本島と市役所機能のある離島の間で光回線が開通した。沖縄県の西側（例えば、宮古島・石垣島）は人口規模も大きいため、光回線を早めに通している。

一方で、沖縄県の東側（例えば、北大東島、南大東島）は人口規模が小さいため、採算見込みが立たないことなどもあってなかなか光回線を通すのに時間がかかったが、国からの一括交付金を利用して光回線の敷設を行なった。

#### 【沖縄県の産業構造】

質問者：本制度利用の前提として、沖縄県の産業構造はどのような状況にあるのか。

担当者：沖縄県は、観光産業が1位、2位がIT・データ通信系となっている。なお、沖縄県における各種メディアによる情報流通の実態を、時系列に沿って定量的に把握するため、該当企業から情報流通センサスを定期的に取得している。

#### 【生成 AI の利活用状況と可能性】

質問者：情報通信の振興において、今後生成 AI の利活用は不可避と考えるが、沖縄県では何か取り組まれているのか。

担当者：沖縄県内企業では、AI や生成 AI の活用（OCC）に積極的に取り組んでいるところもあると伺っている。また、生成 AI については、2025年に沖縄県庁における文書生成 AI 利活用ガイドラインが策定され沖縄県庁においても利活用を進めているところである（たとえば、ハルシネーション問題な

どへの対応)。

なお、沖縄県庁内での生成 AI の利活用については、主に文書のたたき台や作成した書類の修正作業等に用いられているが、沖縄県庁外に発信されるような文書については生成 AI が出力したものをそのまま使用しないようガイドラインで定めている。

(生成 AI に関連しない企業も含めた) スタートアップ企業への支援については、沖縄県産業政策課が担っており、企業規模が大きくなったタイミングで本制度の税制優遇活用へ誘導している。

#### 【大規模事業者の沖縄進出可能性】

質問者：本制度は情報通信産業振興を目的としているところ、スタートアップだけでなく、Google や Amazon といった既存の大企業の沖縄県への流入は生じているのか。

担当者：現状、そのような流入は生じていない。

仮に大企業が沖縄県に進出し、その企業 1 社の依存体制ができた後に、同企業が撤退する可能性もある。そのような場合には同企業に関連する産業が空洞化する恐れもあり、地域や産業の持続可能性を考えると沖縄県としては大企業が本制度を利用して進出することについてはやや慎重な態度をとっている。

なお、名護市では「経済金融活性化特別地区」として、金融系のみならず、物流などの実態経済的な部分もカバーしている。

#### 【経済特区との連携】

質問者：情報通信産業振興のための制度と、今説明のあった、経済関係の振興策は

連携などを行っているのか。

担当者：まず、経済関係の振興策については、経済特区（や経済活動全体の）、ワンストップ（沖縄県産業振興公社に委託事業）としての窓口対応などがある。

後者については、沖縄県産業振興公社の専門スタッフが対応し、企業からの連絡・要望があれば対応するとともに、県や国の用意する各種関連制度への案内も行っている。

#### 【行政組織間の連携】

質問者：沖縄県産業政策課や沖縄県産業振興公社といった名称がこれまでに出てきたが、本制度に関連して沖縄県庁をはじめとした行政組織間で横串を指すような組織・制度はあるのか。

担当者：本制度に関する税制優遇については、沖縄県企画調整課が全ての取りまとめを行なっている。

#### 【デジタル産業における労働生産性/最低賃金問題】

質問者：沖縄県のデジタル産業における労働生産性について、報道資料などをみる限りそもそもあまり高くないのではないか。もしそうであるならその理由はどこにあるのか。

担当者：(労働生産性を低下させる要因として考えられる) 沖縄県における若年層の失業率の高さに対する課題としてコールセンターの存在が挙げられる。本土から離れた離島である沖縄県では製造業を中心に輸送等にあたってコストがかかるため、本制度の利用企業はかかるコストを比較的低額に抑えられるコールセンター業等の導入からスタートした。ただ、コールセンター業等は、安い労働力がベースとなっている業種でもあるため、そうした安価な

労働力によって構成されていることを理由に、労働生産性も低下しているものと考えられる。

もっとも、最近の人手不足が課題になるなかで、生成 AI の利用などの可能性も含みつつ、労働生産性をいかに上げるかが現在の課題であるとして取り組んでいる。

質問者：沖縄県は他県とりわけ本土の大都市圏と比べて給与の低さがデータに表れているが、それは産業構造に問題があるということか。

担当者：沖縄県では、IT 系企業の場合はいわゆる下流工程（下請け）が多く、また、人月単価のものも多いことなどが、給与を引き下げている要因であると思われる。

#### 4 名護市商工・企業誘致課および特定非営利活動法人 NDA に対するインタビュー

次に、調査メンバーは 2025 年 7 月 23 日午後に、名護市商工・企業誘致課および特定非営利活動法人 NDA において、各担当者から「情報通信産業特別地区」および「経済金融活性化特別地区」（以下、「本特区制度」）に関する説明を受けたうえで、それら特別地区および説明内容に対するインタビューを実施した。

以下は、担当者に対するインタビューの概要を取りまとめたものである。

##### (1) 担当者からの説明概要

名護市商工・企業誘致課では、地域経済の活性化を図るため、同市の国際情報通信・金融特区構想に基づく国内外の情報通信・金融関連企業の誘致・集積等を担当している。また、特定非営利活動法人 NDA は、名護市から後述する企業集積施設の指定管理を受託しており、同市と連携して企業誘致活動を行う

とともに、進出した企業の職業能力の開発ならびに雇用機会の拡充を支援するなど、名護市をはじめとした北部地域の経済振興等に寄与することを目的とした組織である。

名護市では、企業集積施設としてマルチメディア館（1 企業当たりスペース 30～90 平米）、みらい 1～5 号館 100～1000 平米：2 号館は 1 棟貸し状態）を擁し、2025 年 7 月時点で、入居企業従業員数約 900 名、稼働率約 70%（全体収容可能人数約 1300 名）という状態である。

入居可能スペースとの関係で小規模企業が入居しにくい状況とはなっているが、現在施設を改修中であり、小規模企業が入居しやすい環境を整えている。

名護市と特定非営利活動法人 NDA は、毎年、大阪や東京などで企業誘致イベントを行っている。入居企業の傾向としては、企業の子会社や関連会社が多く、また、税制優遇よりも沖縄が好きであるという理由から入居を決定した企業がそれなりに見られる。なお、那覇市よりも名護市の方が「沖縄感」があるとして入居している企業や従業員も見られることから、沖縄県内でもさらに地元名護の雇用創出が重要であると考えている。

また、名護市は「情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」のみならず、全国で唯一の「経済金融活性化特別地区」にも指定されており、情報通信産業に加え、金融関連企業の誘致も行っている。

##### (2) 質疑

###### 【名護市の対応】

質問者：本特区制度は企業誘致を目的としたものであるが、企業で働く従業員に向けて例えば住宅費補助などは行っているのか。

担当者：本特区制度をもとに企業誘致は行っているが、住宅費補助といった住宅面での補助は行っていない。

質問者：入居企業で働く従業員が減ってきているとの説明が事前になされていたが、それはなぜなのか。

担当者：従業員数が減少している理由としては、入居企業の撤退もあるが、コロナ禍を経て働き方が変化し、少人数で業務を行う企業が増加しているのではないかと考えている。

質問者：入居企業が撤退した理由はどのようなものか。

担当者：撤退理由は企業によって様々であるところ、たとえば、事業計画通りに事業が進まなかった、必要な人材・人数が採用できなかったなどが挙げられる。

#### 【入居企業への就職状況】

質問者：沖縄県中心部である那覇市ではなく、あえて名護市に就職しようとする従業員の属性はどのようなものか。

担当者：名護市の大学である名桜大学の学生も一部入居企業に就職しているが、就業者全体に占める割合からするとさほど多いわけではない。また名護市には高等専門学校も存在するが、名護市内の学生よりむしろ地元出身者が一度沖縄県外に出ていき、その後 U ターンして名護市に戻ってきた人の割合がそれなりに高く、そのような人を採用対象人材としている入居企業もみられる。

質問者：名護市の就業人口はどのくらいか。

担当者：金融関係や情報関係を中心に 30～40代は比較的多く名護市内に存在する。

質問者：名護市が力点を置いている企業誘致分野はなにか。

担当者：これまでに誘致し、現在立地している企業は、情報通信関連企業が 35 社、金融関連企業が 14 社である。それら以外にも、スマートシティの関連として「まちづくり DX」や人流分析に関する企業誘致にも力を入れている。

#### 【名護市の企業誘致における強み・弱み】

質問者：沖縄県中心部である那覇市ではなく敢えて北部の名護市を選択してもらうための名護市としての強み・弱みはなにか。

担当者：名護市の強みは、全国で唯一の経済金融活性化特別地区の指定を受けており、全国でもトップクラスの税制優遇が受けられる点、市が企業集積施設を整備しており、低廉な使用料でご入居いただける点、入居企業へのサポートを丁寧に行っている点などである。

また、スマートシティの取組とも連携しており、民間組織（名護スマートシティ推進協議会：2025 年 9 月、名護経済特区スマートシティ推進機構に改称）を立ち上げ、名護市と連携し、実証実験（デジタルサイネージを用いて、どのような人がどのようにデジタルサイネージを見て、その後の行動や関心に反映しているのか・スマートライティング・人流データの把握・買い物支援 VR メガネの実証実験・AI 観光コンシェルジュなど）を比較的容易に実施することが可能となっている点も魅力であると考えている。

一方、弱みは、名護市内には優秀な IT 人材（国立沖縄工業高等専門学校の卒業生など）や優秀な若者（公立の名桜大学の卒業生など）がいるものの、中南部や県外などの市外へ流出してしまっていることである。

#### 【「情報通信産業特別地区」および「経済金融活性化特別地区」による効果】

質問者：本特区制度の効果は何か名護市に発生しているか。発生している場合にはどのような効果が発生しているのか。

担当者：本特区制度による効果として、まずは、雇用増大の効果が生じている。

本特区制度は 1998 年に構想が創られてから始まっているが、それまで名護市周辺住民が有していた「働きに行くなら那覇に、県外に」という感覚に、本特区制度による就業機会増大によって「名護市で働く」という選択肢を提供した点には意義があると考えます。また、企業誘致および就業人口の増加によって名護市には税収増の効果ももたらしている。

もっとも、入居企業のうち金融業については、デジタルを活用したものやコールセンターが多く、スタートアップ企業が多いわけではない。全体的な現状の傾向としては、大企業が子会社を設立し、その子会社を名護市に置くというケースが多い。

#### 【入居企業 E-State Lab へのインタビュー】

質問者：名護市に事業拠点を置いた理由はなにか。

担当者：本特区制度による税制優遇の部分が大きい。また、事業内容（デジタルマーケティング）がオンライン上で完結できるものであるため、本土にオフィスを構える必要がそもそもない。そのようなことから名護市特定非営利活動法人 NDA 内にオフィスを置くことで、賃料なども抑えながら、また、税制優遇を利用しながら、さらには名護市特定非営利活動法人 NDA による手厚いサポートを受けながら事業を展開できている。

質問者：デジタルマーケティングを事業内容とされているが、業務に当たって行うデータ送信などで問題が発生したことはあるか。

担当者：データの送受信などにおいて基本的に不自由を感じることはない。また、事業を行う上でサーバーなどを設置して

いるわけでもないため、大規模なデータ転送などが必要となることもない。

質問者：入居を決めた理由として税制優遇を挙げているが、現状において何か問題などは発生しているか。

担当者：現在、税制優遇が受けられていない状況にある。その理由としては、税制優遇を受けるために必要となる従業員数要件を満たしていないからであり、名護市内に 5 名の従業員を居住させられていない状況にある。

この点につき企業の特質や業務内容とも関連するが、以下の点から必ずしも税制優遇を受けるために「名護市内で勤務を行う」必要性はないと考える。実際に、従業員のうち 1 名は北海道に在住しながら業務を行っているし、就職を機に名護市に住んでいた学生が、名護市以外の他市にある別オフィス近郊に居所を移すこともある。また、名護市内にテーマパーク・ジャングルリアが開業したことなどもあってか同市の家賃が高騰しつつあり、名護市に住むより他の地域に住みながら業務を行った方が経済的かつ合理的なケースも生じている。

## 5 おわりに

本インタビュー調査では、沖縄県による「沖縄情報通信産業振興地域」および「情報通信産業特別地区」制度、名護市による「経済金融活性化特別地区」の概要と運用実態を明らかにした。

沖縄県庁 IT イノベーション推進課へのインタビューから、制度の利用件数は伸び悩んでおり、主に情報インフラ系企業による利用が中心で、利用目的も新たなビジネス創出よりもインフラ整備がメインとなっている現状が判明した。また、大規模事業者の進出につ

沖縄情報通信産業振興地域・特別地区に関する沖縄県 IT イノベーション推進課および  
名護市商工・企業誘致課ならびに特定非営利活動法人 NDA 各担当者に対するインタビュー

いては、産業の空洞化を防ぐ観点から慎重な姿勢であることが示された。

一方、名護市商工・企業誘致課および特定非営利活動法人 NDA へのインタビューでは、本特区制度が名護市の雇用増大や税収増に効果をもたらしていることが確認された。しかし、入居企業へのアンケートでは、従業員数要件を満たせず税制優遇を受けられない実態

や、名護市の家賃高騰により従業員が他地域に居住するケースなど、制度の課題も明らかになった。

沖縄の情報通信産業の振興には、優遇税制の周知、適用基準の検討、そして地域特性に合わせた柔軟な運用が今後の課題であると考ええる。

(謝辞)

本稿は、日本大学商学部商学研究所共同研究「企業の事業活動デジタル化に関する法学的・横断的研究」研究費の成果の一部である。